

|          |           |                           |
|----------|-----------|---------------------------|
| 提出<br>順番 | No.<br>10 | 平成27年 6月5日<br>午前・午後 9時10分 |
|----------|-----------|---------------------------|

平成27年6月5日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

幕別町議会議員 野原恵子



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質 問 事 項                 | 質 問 の 要 旨  |
|-------------------------|--|
| 「改定」介護保険制度を安心して利用できる制度に | <p>2014年6月、医療介護総合確保推進法が自民党・公明党の賛成で可決しました。</p> <p>政府は、病床再編を「川上」、地域包括ケアシステムの構築を「川下」の改革と表現し、水が上から下に流れるように「入院から在宅へ」「医療から介護へ」「公的介護から民間・ボランティアなどへ」と、公費抑制型の医療・介護提供体制を改定しました。</p> <p>今回の介護保険改定は、介護の社会化から介護の自己責任化への流れを加速させ、介護問題を公的制度に頼らず、本人・家族と地域の連帯責任で対応させようとし、次の給付削減の実施を決めました。</p> <p>① 要支援者に対する訪問介護、通所介護を介護保険の枠外に</p> <p>② 特養入所を原則「要介護3以上」に</p> <p>③ 所得160万円（年金収入280万円）以上の人の在宅・施設の利用料を2割負担に</p> <p>④ 低所得者が介護施設を利用する場合の食事費・居住費を軽減する「補足給付」の要件見直しです。</p> <p>介護保険がスタートして15年が経過し、当初掲げられた介護の社会化の理念とは裏腹に、利用者・家族にとっては、保険あって介護なしの事態が深刻化しています。低く固定化された介護報酬、慢性的な人手不足など、介護現場は依然として厳しい現状に置かれています。</p> <p>今回の介護保険の見直しは、矛盾や問題を解決するど</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>ころか、さらなる困難を利用者・家族、介護現場に押し付けるものです。</p> <p>町は、改定介護保険法による制度変更の実施猶予期間の2017年度から「新総合事業」に移行するとしています。その計画がどこまで進められているのか、又、その改定は安心して利用できる介護サービスでなければならないと考えます。</p> <p>従って、次の点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 総合事業利用者のサービス利用を継続して利用出来るようにし、期限を区切らないこと。</li><li>2 介護保険利用の相談があった時、基本チェックリストで振り分けず、要介護認定申請を受け付けること。</li><li>3 特養入所基準は要介護3以上となっているが、要介護1、2でも市町村の関与のもと「特定入所」を認めるとなっている。従って認定者の実態に即した対応をしていくこと。</li><li>4 新総合事業の費用が上限を超えて伸び続けた場合、その超過分については国庫補助金を拠出しないとしている。不足する場合は一般会計から繰り入れすること。</li><li>5 国に介護保険の国庫負担割合の引き上げを求めていくこと。</li></ol> |
|--|---|

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。